

患者や医療従事者等への偏見・差別防止のリーフレット作成 ~新型コロナ

《背景》 新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を防止するために新設された法規定の啓発資料として、国は新たにリーフレットを作成した。厚生労働省のウェブサイト(下にURL)からも自由にダウンロードして活用できるようになっている。

《解説》 リーフレット(全4ページ)は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」が2月13日に施行されたことに伴い作成されました。改正法には、感染患者および医療従事者とそれらの家族などが差別的取り扱いを受けないよう、偏見や差別を防止するための規定が設けられています。国や自治体は、相談支援や啓発活動などを行うものとされています。【以下に、リーフレットの1(左)・2(右)ページを掲載】

新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を防止するための規定が設けられました！
(新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律 令和3年2月13日施行)

新型コロナウイルス感染症に関する様々な差別的な取扱いが報告されています。こうした偏見や差別は決して許されません。

事例

(感染したことを理由に解雇される)

(回復しているのに出社を拒否される)

(病院で感染者が出たことを理由に、子供の保育園等の利用を拒否される)

(感染者が発生した学校の学生やその家族に対して来店を拒否する)

(感染者個人の名前や行動を特定し、SNS等で公表・非難する)

(無症状・無自覚で訪れた店舗から謝罪や賠償を強要される)

特措法改正では、感染者やその家族、医療従事者等の人権が尊重され、差別的な取扱いを受けることのないよう、偏見や差別を防止するための規定が設けられました。

国や地方公共団体は、新型コロナに関する差別的取扱い等の実態把握や啓発活動を行います。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律 (令和3年法律第5号) (抄)
(令和3年2月13日施行)
(知識の普及等)
第13条
2 国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等に起因する差別的取扱い等(次に掲げる行為をい、以下この項において「差別的取扱い等」という。)及び他人に対して差別的取扱い等を行うことを要求し、依頼し、又は唆す行為が行われるおそれが高いことを考慮して、新型インフルエンザ等の患者及び医療従事者並びにこれらの者の家族その他のこれらの者と同一の集団に属する者(以下この項において「新型インフルエンザ等患者等」という。)の人権が尊重され、及び何人も差別的取扱い等を受けることのないようするため、新型インフルエンザ等患者等に対する差別的取扱い等の実態の把握、新型インフルエンザ等患者等に対する相談支援並びに新型インフルエンザ等に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに広報その他の啓発活動を行うものとする。

- 一 新型インフルエンザ等患者等であること又は新型インフルエンザ等患者等であったことを理由とする不当な差別的取扱い
- 二 新型インフルエンザ等患者等の名誉又は信用を毀損する行為
- 三 前二号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等患者等の権利利益を侵害する行為

※厚生労働省の「Q&A、自治体・医療機関・福祉施設向け情報」(<https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/qa-jichitai-iryoukikan-fukushishisetsu.html>)内の啓発資料(<https://www.mhlw.go.jp/content/000752346.pdf>)に基づいて、医療総研(株)加工・作成。

《発行》

アステラス製薬株式会社

東京都中央区日本橋本町2-5-1 〒103-8411

《内容についてのお問い合わせ先》

医療総研株式会社 (担当: 田中 勝志)

東京都文京区後楽2-3-4第二松屋ビル 〒112-0004
TEL. 03-3817-8867